

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小松義明とし、専務理事には藤森申二、常務理事には東條恭子とする。
- 3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 4 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、2 0 1 4 年 5 月 2 9 日一部改正。

附 則

この定款は、2 0 2 1 年 2 月 1 日から施行する。